4　処分の原因となった事実　神奈川県内の戸建住宅（３物件）について、旧㈱プラスライフ総合設計（神奈川）の業務に関し、設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月 22 日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　瓦　　英明　一級建築士　第241026号
3　処分の内容　業務停止４月
4　処分の原因となった事実　大阪府内の店舗（１物件）について、瓦建築設計事務所（奈良県）の業務に関し、確認申請代理者及び工事監理者として、工事着手前に確認申請を行わず、無確認で工事が行われることを容認した。
　また、上記建築物について、確認申請代理者として、工事着手後であったにも関わらず、工事着手前であるかのように偽った工事着手予定年月日を記載した虚偽の確認申請を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月 22 日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　武田　利一　一級建築士　第168611号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　新潟県内の共同住宅（１物件）について、旧㈱石橋組一級建築士事務所（新潟県）の業務に関し、設計者として、構造計算書に不整合が見られる不適切な設計を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月 22 日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　稲田　　武　一級建築士　第120996号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　新潟県内の共同住宅（１物件）について、㈱稲田設計事務所（新潟県）の業務に関し、建築物の構造計算を担当した建築士として、構造計算書に不整合が見られる不適切な設計に関与した。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月 22 日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　処分をした年月日　平成22年９月１日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐々木正美　一級建築士　第166978号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　京都府内の戸建住宅（１物件）について、旧クボタハウス株式会社北大阪一級建築士事務所（大阪府）の業務に関し、工事監理者として、工事監理終了後、工事監理報告書を建築主に提出しなかった。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第２３９号
群馬県高崎市飯塚町1200番地１
申立人　高崎信用金庫
本籍群馬県高崎市石原町2340番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成20年４月８日、出生の場所群馬県群馬郡堤ヶ岡村、出生年月日昭和11年９月29日、職業不詳
被相続人　亡　今井　賢一
事務所群馬県高崎市東町191番地３
相続財産管理人　倉澤　省三
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２２年（家）第９６６号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍埼玉県さいたま市浦和区駒場１丁目２番、最後の住所埼玉県志木市上宗岡５丁目18番18―906号、死亡の場所埼玉県志木市、死亡年月日推定平成20年８月14日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和28年１月15日、職業不詳
被相続人　亡　井上　信司
事務所東京都中央区日本橋室町１―７―１スルガビル４階　円城寺法律事務所
相続財産管理人　弁護士　円城寺　宏
さいたま家庭裁判所

平成２２年（家）第８０８号
岐阜県岐阜市野一色８丁目13番９号
申立人　白山北自治会
本籍岐阜県厚見郡北一色村171番戸、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日大正15年８月９日、出生の場所不詳、出生年月日文久２年２月３日、職業不詳
被相続人　亡　和田治三郎
事務所岐阜県岐阜市美園町２―10オーエムミソノ２階　みその町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　杉島　健二
岐阜家庭裁判所

平成２２年（家）第５０５号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
申立人　オリックス債権回収株式会社
本籍北海道旭川市永山４条１丁目60番地84、最後の住所旭川市永山８条１丁目２番17号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成21年３月21日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和22年８月８日、職業不明
被相続人　亡　荻生　妙子
旭川市神楽岡７条５丁目２番５号
相続財産管理人　司法書士　木村　信幸
旭川家庭裁判所

平成２２年（家）第９４号
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍青森県むつ市田名部町144番地、最後の住所青森県むつ市緑ヶ丘９番２号、死亡の場所青森県むつ市、死亡年月日平成21年10月13日、出生の場所北海道雨龍郡幌加内村字蕗ノ台13番地、出生年月日昭和26年６月18日、職業不明
被相続人　亡　鴫原　　薫
事務所青森市本町１丁目２―20青森柳町ビル９階　石橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　　良
青森家庭裁判所むつ出張所

平成２２年（家）第７０２９号
福島県大沼郡会津美里町旭無量字板橋771番地
申立人　若林　新一
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所福島県喜多方市松山町大飯坂字下川端2530　市営大荒井団地１号棟112号、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日平成21年９月18日、出生の場所北海道夕張郡大夕張栄町、出生年月日昭和15年６月１日、職業無職
被相続人　亡　若林　芳勝
福島県喜多方市字西四ツ谷24―１サニープラザ１階103号
相続財産管理人　弁護士　井川憲太郎
福島家庭裁判所会津若松支部

平成２２年（家）第１６３号
東京都荒川区南千住６丁目54番11号
申立人　吉川吉克こと　康　　吉克
本籍群馬県沼田市利根町追貝88番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県利根郡川場村、死亡年月日平成20年８月２日、出生の場所群馬県利根郡赤城根村、出生年月日昭和６年９月24日、職業不詳
被相続人　亡　星野久美子
群馬県高崎市問屋町１丁目４番地１センチュリー高崎問屋町708号、事務所群馬県高崎市緑町４丁目５番地14アイオンズビル２階弁護士法人井坂法律事務所高崎事務所
相続財産管理人　弁護士　井坂　和広
前橋家庭裁判所沼田支部